

じん肺標準エックス線写真集改定案について

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

1. 改定の趣旨

- じん肺管理区分については、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 13 条第 2 項に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、このうちエックス線写真の像の判定にあたっては、昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号「改正じん肺法の施行について」において、エックス線写真像の区分の判定は、「じん肺標準エックス線写真集」（平成 23 年 3 月。以下「写真集」という。）を用いて行うこととされている。
- 写真集について、「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する検討会」（令和 5 年 11 月～令和 6 年 3 月。計 4 回）において、新たに症例追加する旨の結論が得られ、労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会（令和 6 年 3 月）において、当該方針が了承された。

2. 改定の概要

じん肺審査の一層の円滑化を図るため、写真集について、石綿肺、軽度の不整形陰影画像を含む 16 症例を現行の 22 症例に追加し、計 38 症例とする改定を行う。